

(収集運搬業務用)

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 汚泥リサイクル収集運搬業務委託 仕様書

(総則)

この仕様書は、排出事業者 滋賀県（以下「甲」という。）と収集運搬業者 （以下「乙」という。）との下水汚泥の収集運搬業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第1条 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターで発生する汚泥（高分子系）を中間処理施設まで適正かつ安定的に収集運搬する。なお、本業務は「令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託」（以下、「処分業務」という。）の予定数量500tを除いたものが対象となる。

(委託期間)

第2条 この契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(汚泥発生場所)

第3条 汚泥の発生場所は、琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター（滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地）とする。

(産業廃棄物の種類および性状)

第4条 産業廃棄物の種類および性状は次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類は、汚泥（有機性汚泥）。
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用して脱水している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下（概ね74%～79%）。
- (4) 汚泥の荷姿は、バラ。
- (5) 汚泥の有害物質含有量および有害物質溶出量の計量値は別添計量証明のとおり。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行令第2条の4 第5項に定める特定有害産業廃棄物に該当しない。

(搬出予定量等)

第5条 搬出予定量および注意事項は次のとおり。

- (1) 年間搬出予定量（需要数量）は、4,000t。ただし、乙の運搬数量（落札数量）に読み替えるものとする。通常は浄化センター場内の焼却炉で処理しているが、焼却または貯留できない分が発生しており、その脱水ケーキを搬出するものとする。通常は1日あたり約30t、緊急の際は1日あたり平均約50t搬出する。なお、年間搬出スケジュールおよび搬出量については、別に協議するものとする。
また、本数量は予定量であり、搬出量を保証するものではない。
- (2) 汚泥は、脱水機棟2の20tホッパー2基および脱水機棟3の12tホッパー1基から搬出する。時間あたりの脱水ケーキ発生量は、脱水機棟2で3t、脱水機棟3で4tである。

(使用車両)

第6条 乙の使用する運搬車両は、次のとおりとする。

- (1) 運搬車両は、汚泥の飛散、臭気の発散および脱離液の漏洩等をせず適正に運搬できる構

造の車両を使用し、全面シート掛け等の臭気飛散防止措置を講ずること。

なお、運搬車両は、原則10t車とすること。これ以外の車両の場合は、別途協議すること。

(2) 処理センターの汚泥搬出ホッパーの高さは、脱水機棟2は3.26m、脱水機棟3は3.

61mのため、運搬車両の荷台の高さは搬出するそれぞれの汚泥搬出ホッパーの高さ未満とする。

また、間口の幅はいずれも4mのため、運搬車両の進入には注意を要する。

(3) 乙は、使用する運搬車両の有効な車検証の写しを事前に甲に提出すること。運搬車両を変更する場合も同様とする。

契約の期間内に車検証の有効期間が満了する場合は、再度有効な車検証の写しを甲に提出すること。

(搬出日および時間帯)

第7条 乙は、緊急時を除き、原則、第5条に基づき甲の指定する日の9時から17時の間に搬出するものとし、甲が該当月の前月末までに乙に月間計画表を示し、これに従い行うものとする。

なお、計画内容の変更は、隨時甲、乙協議の上行うものとする。

(契約単価)

第8条 本業務における契約単価は、原則として契約期間中の変更は行わない。ただし、経済情勢の変動等により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(数量の確認および電子マニフェストの使用)

第9条 甲（甲が委託する業者を含む。）は、計量を湖南中部処理センターのトラックスケール（計量検定済み。）を用いて行い、その計量単位は、0.01tとする。

2 甲は、計量結果等を電子マニフェストにより、情報処理センターに登録するものとする。

3 乙は、収集運搬業務が終了したときは、電子マニフェストにより情報処理センターに報告するものとする。

4 乙は、甲のトラックスケールで計量できない事象が発生した場合に、乙または乙の運搬先が所有する計量検定済みのトラックスケールで計量することとし、結果を甲に報告する。

5 確定数量は甲の計量結果とし、請求書の数量は確定数量とする。ただし、前項により計量した場合はこの限りでない。

(搬出場所の現場確認等)

第10条 乙は、汚泥の搬出を開始するまでに、搬出場所の現場注意事項、搬出手順等の確認のため、甲（甲が委託する業者を含む。）と協議を行うものとする。

(再委託)

第11条 乙は、契約期間内に契約書記載の処理処分施設の稼働状況その他の事情により収集運搬ができなくなった場合は、廃棄物処理法および関係法令の規定により再委託承諾願を提出し甲の承諾を得ること。この場合、事前に甲と協議を行うものとする。

なお、契約価格の変更は行わない。

(公害の防止)

第12条 乙は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに甲に連絡するものとする。

2 前項の事態により第三者に損害を与えたときは、乙は自己の責任において、これを解決しなければならない。

(現場調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について隨時調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出および必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

第14条 汚泥の処理施設までの収集運搬業務は、廃棄物処理法、道路交通法および関係法令に従い適切に行うものとする。

(その他)

第15条 その他必要事項については、甲、乙協議の上決定する。

(処分業務用)

令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター

汚泥リサイクル処分業務委託 仕様書

(総則)

この仕様書は、排出事業者 滋賀県（以下「甲」という。）と処分業者 （以下「乙」という。）との下水汚泥の処分業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第1条 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターで発生する汚泥（高分子系）を適正かつ安定的に中間処理する。なお、中間処理に当たってはマテリアルリサイクル（セメント原料化、コンポスト化など）もしくはサーマルリサイクル（燃料化、熱回収など）を行う処理であること。なお、本業務は「令和8年度 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託」（以下処分業務という。）の予定数量500tを除いたものが対象となる。

(委託期間)

第2条 この契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(汚泥発生場所)

第3条 汚泥の発生場所は、琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター（滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地）とする。

(産業廃棄物の種類および性状)

第4条 産業廃棄物の種類および性状は次に示すとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類は、汚泥（有機性汚泥）。
- (2) 汚泥は、脱水助剤として高分子凝集剤を使用して脱水している。
- (3) 汚泥の含水率は、85%以下（概ね74%～79%）。
- (4) 汚泥の荷姿は、バラ。
- (5) 汚泥の有害物質含有量および有害物質溶出量の計量値は別添計量証明のとおり。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物に該当しない。

(搬出予定量等)

第5条 搬出予定量および注意事項は次のとおり。

- (1) 年間搬出予定量（需要数量）は、4,000t。ただし、乙の処分数量（落札数量）に読み替えるものとする。通常は浄化センター場内の焼却炉で処理しているが、焼却または貯留できない分が発生しており、その脱水ケーキを搬出するものとする。通常は1日あたり約30t、緊急の際は1日あたり平均約50t搬出する。なお、年間搬出スケジュールおよび搬出量については、別に協議するものとする。
また、本数量は予定量であり、搬出量を保証するものではない。
- (2) 乙は処理設備の定期点検および修繕等により甲の汚泥受け入れが不可能な日が記載された年間スケジュールを契約締結後、直ちに甲に提出しなければならない。また、計画が変更した際はその都度甲に書面にて通知すること。様式は乙の任意とする。

(契約単価)

第6条 本業務における契約単価は、原則として契約期間中の変更は行わない。ただし、経済情

勢の変動等により著しい物価変動があった場合はこの限りでない。

(数量の確認および電子マニフェストの使用)

- 第7条 甲（甲が委託する業者を含む。）は、計量を湖南中部浄化センターのトラックスケール（計量検定済み。）を用いて行い、その計量単位は、0.01tとする。
- 2 甲は、計量結果等を電子マニフェストにより、情報処理センターに登録するものとする。
- 3 乙は、処分業務が終了したときは、電子マニフェストにより情報処理センターに報告するものとする。
- 4 乙は、甲のトラックスケールで計量できない事象が発生した場合に、乙または乙に収集運搬する者が所有する計量検定済みのトラックスケールで計量することとし、結果を甲に報告する。
- 5 確定数量は甲の計量結果とし、請求書の数量は確定数量とする。ただし、前項により計量した場合はこの限りでない。

(再委託)

- 第8条 乙は、契約期間内に契約書記載の処理処分施設の稼働状況その他の事情により処分ができなくなった場合は、廃棄物処理法および関係法令の規定により再委託承諾願を提出し甲の承諾を得ること。この場合、事前に甲と協議を行うものとする。
- なお、契約価格の変更は行わない。

(分析)

- 第9条 汚泥の成分は甲が分析しているが、入札による業者決定後、乙の許可所管官庁から新たに別途分析表を求められる場合（甲の事前協議を含む。）は、乙の負担により分析を行うものとする。

(公害の防止)

- 第10条 乙は、その業務の実施にあたり公害の発生を認めたときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに甲に連絡するものとする。
- 2 前項の事態により第三者に損害を与えたときは、乙は自己の責任において、これを解決しなければならない。

(現場調査等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況について隨時現場調査を行い、乙に対して所要の報告、資料の提出および必要な事項を指示することができるものとする。

(法令の遵守)

- 第12条 汚泥の処理処分業務は、廃棄物処理法その他関係法令に従い適切に行うものとする。

(その他)

- 第13条 その他必要事項については、甲、乙協議の上決定する。